

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 12 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 3 月 30 日 (月) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・植竹事務職員
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたしません。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、6 番 落合委員、7 番 和田委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、6 番 落合委員、11 番 郷原委員 にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 33 号、農地法第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いた します。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 33 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、2 月 12 日から 3 月 10 日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～2 ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 7 月 25 日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和 8 年 2 月 27 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第 2、報告 第 34 号、農地法 第 3 条 第 1 項 第 13 号の 規定による受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報 告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	日程第 2、報告第 34 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告しま す。 本報告は、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会

	<p>議が農業経営基盤強化促進法第7条第1項第1号に規定する農地売買等事業の実施する際に必要な農地法第3条の届出について、2月12日から3月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。</p> <p>譲受人である公益社団法人神奈川県農業会議は、今後、譲渡人と売買契約を締結し当該農地の所有権移転登記を行う予定です。</p> <p>資料につきましては、送付資料の3～4ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和8年2月27日に専決処分いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第3、報告第35号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について2月12日から3月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の5～6ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>5ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。本件は、令和8年3月16日に専用住宅へ転用のため、令和8年2月27日に専決処分いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、報告第36号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報

	<p>告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、2月12日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の7～8ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>7ページの番号1と、8ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和9年1月29日に専用住宅へ転用のため、令和8年2月13日に専決処分いたしました。</p> <p>以上、賃貸借関係はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、報告第37号、農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。はじめに、買受適格証明について、ご説明します。</p> <p>裁判所の強制執行等により、農地が競売等に出された場合、この農地を取得するため競売等に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。この証明における農業委員会における手続きの流れは、お手元の送付資料11ページのフロー図に照らし、ご説明します。</p> <p>今回の報告内容については、対象地が市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいなのですが、農地法第5条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。</p> <p>証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は、改めて農地法第5条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。</p> <p>この届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができるものです。</p> <p>それでは、本件の内容説明及び報告に移ります。</p> <p>お手元の送付資料12ページの公売情報をご覧ください。本件は、報告書に記載の対象地について、公売が実施されており、入札に参加するに当たり、入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。</p> <p>当該地は、市街化区域に位置していることから、届出案件になります。</p>

	以上で、報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第6、議案 第54号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程 第6、議案第54号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の送付資料 13 ページの議案書、14 ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。</p> <p>促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。</p> <p>送付資料 14 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。</p> <p>期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。</p> <p>転借人の農作業に従事する日数は、350日となっています。</p> <p>なお、対象地については、継続の貸し借りです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9番(三橋委員)	<p>議長。9番。3月19日(木)午前9時30分より、飯田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。
	議案 第54号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第54号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案 第55号、農用地利用集積等促進計画案の

	意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程 第7、議案第55号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料15ページの議案書、16ページの参考資料をご覧ください。送付資料16ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。</li> <li>・期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。</li> <li>・転借人の農作業に従事する日数は、300日となっています。</li> </ul> <p>なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の飯田委員から補足説明をお願いします。
10番(飯田委員)	<p>議長。10番。3月19日(木)午前9時30分より、三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第55号に賛成の方は、挙手をお願いします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第55号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第8、議案 第56号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程 第8、議案第56号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料17ページの議案書、18ページの参考資料をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送付資料18ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。</li> <li>・期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。</li> </ul> <p>転借人の農作業に従事する日数は、180日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
9番(三橋委員)	議長。9番。3月19日(木)午前9時30分より、飯田委員と共

	<p>に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。</p> <p>今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。</p> <p>以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 56 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第56号は承認されました。 議案第 54 号から第 56 号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので、本日配布しました議案第 54～56 号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、議案第57号、農業委員会による 最適化活動の推進等に係る令和 8 年度最適化活動の目標の設定(案)について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	<p>議長。日程 第 8、議案第57号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る、令和 8 年度最適化活動の目標の設定(案)についてご説明いたします。</p> <p>送付資料の19ページ～26ページの議案第57号 参考資料①、参考資料②をご覧ください。</p> <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>こちらは農業委員会による最適化活動の推進について、農林水産省経営局長より発出された通知により作成することとなった目標で、内容をご説明させていただきますと、農業委員等による農地の最適化活動は農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り活動など多岐にわたり、またその活動については透明性を確保する必要があることから、令和 4 年度より毎年、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価について、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に位置付けることとされました。</p> <p>これにより、農業委員会は毎年度、農地の最適化に関する目標設定、点検・評価を行い、またそれを農業委員会ネットワーク機構の確認を受けたうえで都道府県知事に報告、公表しなければならないこととされました。</p> <p>よって、本議案では令和 8 年度の最適化活動の目標の設定について</p>

	<p>て、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、農業委員会ネットワーク機構である神奈川県農業会議には事前に確認済であることから、神奈川県知事への報告、公表を行う予定です。</p> <p>目標設定の資料につきましては、19ページ、20ページの参考資料①をご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第57号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第57号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第10、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。</p> <p>次に、諸般の報告1、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。</p> <p>農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを3月5日(木)に農業委員3名、農業委員会事務局2名、開発審査課1名、都市調整課1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計8名で実施しました。</p> <p>違反地については、「諸般の報告1 参考資料」のとおりです。</p> <p>①の■■■■の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は■■■■の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。</p> <p>②■■■■及び③■■■■所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。</p> <p>次回の農地パトロールは、9月頃に、実施予定です。</p> <p>実施の通知につきましては、日程が確定次第、共有させていただきます。ご協力よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告2、鎌倉市地域計画(関谷・城廻地区)の随時変更に伴う写しの提出について、ご報告します。</p> <p>お手元の「諸般の報告2 参考資料」をご覧ください。</p> <p>本件は、1月総会で報告した案件であり、市は、本委員会の他、農業協同組合及び公益社団法人神奈川県農業会議の意見聴取</p>

	<p>の結果をもとに、計画案の最終調整を行い、公告・縦覧を経て、策定に至ったため、写しの提供がなされたものです。</p> <p>なお、こちらの資料は一部個人情報が含まれております。最後に回収させていただきますので、机の上に置いていただくよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告3、次回は、4月27日（月）午後3時30分からで、会場は、鎌倉商工会議所1階102会議室になります。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第12回総会を閉会いたします。
	ありがとうございました。
会 長	平井 保 男
議事録署名委員 6番	落合 昌子
議事録署名委員 7番	和田 雅 裕